公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第２２０号

大阪府泉北郡忠岡町忠岡中３丁目３番19号
債務者　嶌田フミ子
1　決定年月日時　平成26年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　宏之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３０９号

福岡県遠賀郡芦屋町山鹿32番13号　コーポアシヤ７号
債務者　宮野　重昭
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清成　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２４６号

兵庫県尼崎市塚口本町２丁目21番25―202号、前住所兵庫県尼崎市南塚口町３丁目29番25号
債務者　大城みどりこと　森田みどり
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　　潤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月19日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３０４号

兵庫県尼崎市上ノ島町３丁目25番17号オストＡ101号
債務者　大安　幸博
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎本　祐規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月19日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３０５号

兵庫県尼崎市上ノ島町３丁目25番17号オストＡ101号
債務者　大安登茂子
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎本　祐規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月19日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６６１号

北九州市八幡西区折尾２丁目12番26号
債務者　木庭　　等
1　決定年月日時　平成26年７月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　工藤　正朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２６８号

福岡県遠賀郡遠賀町大字広渡1957番地の23
債務者　枝吉美紗子
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江村　　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１０２４号

横浜市旭区左近山157番地30　左近山団地３街区22棟101号
債務者　植松　悦子
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　政尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月９日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０７４号

横浜市都筑区すみれが丘３―２　第３飯塚ハイツ101号室、住民票上の住所川崎市宮前区有馬９丁目７番３号　レアシュロス鷺沼302
債務者　酒寄　　雅
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　知之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月９日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３１３号

大阪市中央区谷町６丁目２番９号502
債務者　長塩　　實
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　　純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月３日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２７５号

北九州市八幡西区菅原町１番43―206号
債務者　中川小夜美（旧姓鬼塚）
1　決定年月日時　平成26年７月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日朝　宏之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月24日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第８８５号

横浜市泉区和泉町3055番地３　ヒルスミキ３―203号
債務者　島尻　聖一
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤沖　　彩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月10日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１４号

盛岡市南仙北１丁目24番45号　コーポ高橋101号、旧住所盛岡市肴町３番３―802号
債務者　武田まき子
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　治彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月11日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１４１号

盛岡市南仙北１丁目24番45号　コーポ高橋101号、旧住所盛岡市肴町３番３―802号
債務者　武田　真一
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　治彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第３２９号

北九州市八幡西区青山２丁目４番10―101号
債務者　長岡　秀明
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　晶子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月24日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１４４号

愛知県一宮市木曽川町玉ノ井字新屋敷五ノ切40番地　アイ・フィオーレＢ101号
債務者　毛利　豊年
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　泰好
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月29日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部